

いじめ防止基本方針

平成26年2月策定

八戸市立鮫小学校

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる。」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るためにこの基本方針を策定した。本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内に温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

（1）いじめの動機

いじめの動機には以下のようなものが考えられる。

- ・相手をねたみ、引きずりおろそうとする。
- ・相手を思い通りに支配しようとする。
- ・遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする。
- ・感覚的に相手を遠ざけたい。
- ・強いものに追従する、数の多い側に入りたい。
- ・いらいらを晴らしたい。
- ・相手の言動に対して反発・報復したい。

（2）いじめの態様

いじめの態様には次のようなものが考えられる。

悪口を言う・あざける・落書き・物壊し・集団での無視・陰口・避ける・ぶつかる・小突く
命令・脅し・性的辱め・部活動中のいじめ・メールなどによる誹謗中傷・噂流し・授業中の
からかい・仲間はずれ・嫌がらせ・暴力・たかり・使い走りなど

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応について

（1）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を組織する。

（2）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な指導体制をとる。

4 いじめの未然防止について

(1) 児童に対して

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながるため、「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

(2) 教員に対して

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童の変化に気づく敏感な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめの対処など「いじめ問題」についての理解に努める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

5 いじめの早期発見について

(1) いじめの発見

- ・いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている児童・いじめている児童のサイン

(3) 教室・家庭でのサイン

(4) 相談体制の整備

- ・アンケートの実施（6月，10月）

(5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮児童の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) いじめられている児童への対応

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童への対応

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(3) 関係集団への対応

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感を味わえる集団づくりに努める。

(4) 保護者への対応（いじめられている児童の保護者に対して）

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(5) いじめている児童の保護者に対して

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

(6) 保護者同士が対立する場合など

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(7) 関係機関との連携

①教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導，保護者への対応方法の指導・助言
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活，環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療，指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対処

- ・状況確認状況の記録を管理者へ連絡
- ・削除依頼
- ・警察への相談

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

②児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。